

実務研究

日本税務会計学会
平成22年6月 月次研究会



鹿志村 裕 [神田]

デット・エクイティ・スワップに係る税務上の留意点

はじめに

現在の不況下のもと、債務超過の状態、借入利息の負担も厳しい企業も多いと思われる。

さらにその企業の親会社や、債務超過会社に資金を貸し付けている場合も多々あるかと思われる。親会社にとっては、子会社

I DESの概要

1 DESとは
DESとは、「債務」と「資本」を「交換」する取引をいう。

具体的には、債務として計上されている借入金等

図1 債務の資本振替（一般的な考え方）

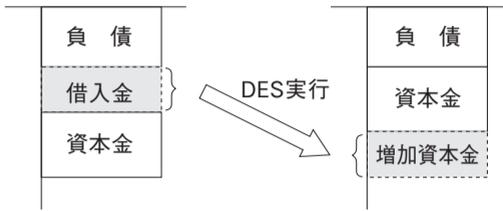
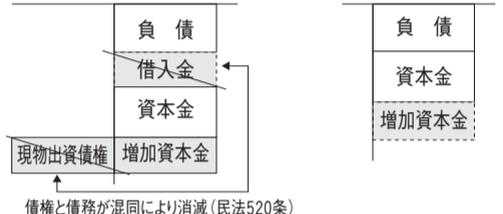


図2 債権の現物出資（法的構成の考え方）



債権と債務が混同により消滅（民法520条）

よって、DESによる債務の資本への振替は、会社法上次のように考えることになる。

(1) 債権者から自己宛債権の現物出資を受ける。この結果、資本金の増加部分が残ることになる。

II 会社法における検査役の調査

1 原則

DES取引の法的構成は、前述のとおり、債権の現物出資である。

現物出資であれば、資本充実の原則から、裁判所が選任する検査役の調査を受ける必要がある。（会社法207①）

2 特例

検査役の調査の特例として

III 法人税法の取扱い

1 債務者側の取扱い

(1) 資本金等の額の増加に関する規定
① 一般的な取扱い
DES取引は法的構成上、現物出資の形態となるため、新株発行取引となる。

新株発行取引にかかる資本金等の額の規定は、次のとおりである。

「株式の発行又は自己の株式の譲渡をした場合に、払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額その他の対価の額に相当する金額から、その発行により増加した資本金の額又は出資金の額を減算した金額（法人税法施行令8①一）が、その他の資本金等の額の増加額となる。

現物出資の場合には、

「給付を受けた金銭以外の資産の価額」に該当し、その資産の価額を基準として、資本金等の額を計算することになる。

さらにDESの場合には、現物出資を受ける資産は自己宛債権であるため、基準となる資産の価額は、自己宛債権の現在価値（時価）である。

この場合現物出資を受ける自己宛債権の価額が、額面金額とおりであれば、額面金額の自己宛債権を取得し、額面金額相当額の資本金等の額が増加し、さらに混同により債権と債務が同額で消滅することになる。

しかし、現物出資を受ける自己宛債権の価額が、額面金額未満である場合、混同により消滅する債権債務の金額に差が生じ、その差

の金額が「債務消滅益」として、課税の対象になる。

具体的には、2,000万円の額面の債権について、価額が500万円であれば、債権として現物出資を受ける金額も500万円であり、資本金等の額の増加額も500万円である。

しかし混同により消滅する債務は2,000万円であるため、債権金額500万円との差額の1,500万円が債務消滅益として計上されることになる。

DESによる現物出資が、適格現物出資に当たるとした場合、現物出資をする法人の現物出資直前の帳簿価額から、現物出資により増加した資本金の額を控除した金額が、その他の資本金等の額の増加額となる。

よって、DESにより増加する資本金等の額を、現物出資をする債権者側の債権の帳簿価額で計上することになり、債務消滅益は生じないことになる。

(2) 会社更生手続きに係る期限切れ欠損金控除の規定
① 制度の概要（法人税法59）

法人が企業の再生を図るために、債権者から債務免除を受けた場合、その免除の金額は益金となり課税対象となる。

この場合、その法人の前7年以内に生じた青色欠損金で相殺できれば課税が生じることはないが、前7年以内に生じた青色欠損金でも相殺できない金額については、税負担を生じさせること

になる。

本来の目的である企業の再生について、税負担を強いると、計画通りの再生ができないことを考慮して、一定の更生手続きに基づいて進められるものについては、前7年以内に生じた青色欠損金を優先して利用し、課税を生じさせないための制度が「会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入」制度である。

「会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入」制度において、期限切れ欠損金の利用対象となる債務免除等には、「債権を有する者から当該債権の現物出資を受けることにより、当該債権を有する者に対して募集株式又は募集新株予約権を発行した場合（法人税基本通達12-3-6）」に生ずる債務消滅益が含まれる。

この取扱いにより、一定の更生手続きに基づき行われたDESにより生じた債務消滅益については、期限切れ欠損金の優先適用がされることになり、期限切れ欠損金の金額と7年以内に生じた青色欠損金額の合計額までは課税が生じないことになる。

③ 期限切れ欠損金額
『別表五（一）』に期首現在利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、その金額が負（マイナス）である場合のその金額である。（法人税基本

通達12-3-2）

2 債権者側の取扱い
① 一般的な取扱い
DESにより債権の現物出資をした債権者側では、債権の譲渡とともに株式の取得の取引となる。

この場合、取得した株式は、「金銭以外の資産の給付により取得した有価証券」になり、その取得価額は「給付をした金銭以外の資産の価額」となる。（法人税法施行令119①二）

この規定により、債権を現物出資した債権者側の株式の取得価額は、債権を譲渡したときのその債権の時価となる。（法人税基本通達2-3-14）

この場合債権の価額が、その債権の帳簿価額を下回る場合には、「債権譲渡損」が発生する。

ただし、その「債権譲渡損」については、寄附金認定の可能性もあるため注意が必要である。

② 適格現物出資の取扱い
DESにより債権の現物出資をした場合、その現物出資が適格現物出資に該当する場合には、債権者側での株式の取得価額は、債権の帳簿価額を付すことになる。

よってこの場合、「債権譲渡損」は生じないことになる。

今後急速に景気が回復すると見込めない現在、債務超過の解消に、DESを検討する場面も出てくるであろう。

しかし前述のとおり、現

物出資する債権の価額を考慮して進めないと、資本取引とはいっても課税関係が生ずることもあるため注意が必要である。

おわりに

今後急速に景気が回復すると見込めない現在、債務超過の解消に、DESを検討する場面も出てくるであろう。

しかし前述のとおり、現物出資する債権の価額を考慮して進めないと、資本取引とはいっても課税関係が生ずることもあるため注意が必要である。

「譲渡損」は生じないことになる。

(2) 寄附金としての取扱い
DESにより債権の現物出資をした債権者側において、「債権譲渡損」が生じた場合には、前述のとおり、その譲渡損は寄附金の額に該当する可能性がある。

この場合「債権譲渡損」は、一種の債権放棄と認定され、経済的な利益の供与とされるからである。（法人税法37⑦）

なお、合理的な再建計画に基づく債権放棄等の場合に、子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われた場合等で、相当の理由があると認められる場合には、寄附金の額に該当しない取扱いがある。（法人税基本通達9-4-2）

3 完全支配関係におけるDES取引
平成22年度の税制改正により、完全支配関係にある法人の税制上の取扱いが改正され、平成22年10月1日より、法人間の資産の譲渡、法人間の寄附や受贈益、その他の規定について改正された。

しかし、完全支配関係のある法人間のDES取引は、適格現物出資に該当し、前述の適格現物出資の取扱いとなる。

DES取引は法的構成上、現物出資の形態となるため、新株発行取引となる。

新株発行取引にかかる資本金等の額の規定は、次のとおりである。

「株式の発行又は自己の株式の譲渡をした場合に、払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額その他の対価の額に相当する金額から、その発行により増加した資本金の額又は出資金の額を減算した金額（法人税法施行令8①一）が、その他の資本金等の額の増加額となる。

この場合現物出資を受ける自己宛債権の価額が、額面金額とおりであれば、額面金額の自己宛債権を取得し、額面金額相当額の資本金等の額が増加し、さらに混同により債権と債務が同額で消滅することになる。

しかし、現物出資を受ける自己宛債権の価額が、額面金額未満である場合、混同により消滅する債権債務の金額に差が生じ、その差